

「山田・宮元町地区整備計画」通信 第20号

(通称：山田・宮元町方式)

発行日 令和5年4月

発行 川越市 都市計画部 都市計画課

(道路後退行政指導による地区整備を進める背景について)

当地区は、昭和45年に市街化区域として都市計画決定したものの、その後の市街化の進捗が鈍く、埼玉県から良好な市街地として整備を行うよう指摘を受けました。

市としては、昭和50年から市道0018号線以南においては乱開発を避けるべく、農地転用等に伴う宅地造成に併せた道路後退行政指導を開始しました。

一方、市道0018号線以北においては、依然として市街地整備の進捗が鈍いことから、平成3年に地元の方々より基盤整備手法として「山田地区道路整備計画」が市へ提出されたことを受けて、平成4年より道路後退行政指導を行ってまいりました。

この行政指導は、主に農地において建築や開発による農地転用、相続時の納税猶予や物納の際に拡幅計画図(右図)に基づき、計画幅まで道路後退をしていただき、後退が図られた路線を整備していくことで基盤を整え、安全で快適な市街地環境の形成を目指しております。(既存宅地においては、建替えの際に本行政指導を行っております。)

農業用水路については、関係機関と調整するとともに、水路機能を考慮しながら道路として活用することを検討していきます。

また、同様の行政指導を、南田島地区と木野目地区でも行っております。

(令和4年度に実施した事業について)

令和4年度に実施した道路事業はございません。引き続き道路整備に努めます。

御協力とお願い

地区整備計画は、地区の皆様の御理解と御協力の基に取組まれている事業ですので、所有権移転や相続後も引き続き御理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

自己開発や農地転用の予定、また相続発生の際は、都市計画課までご相談くださいますようお願いいたします。

お問合せ先 川越市 都市計画部 都市計画課

電話 049-224-5945

FAX 049-225-9800

